

運営規程

平成25年5月15日初版

平成26年7月7日改定

平成27年6月1日改定

平成27年8月3日改定

平成28年4月1日改定

平成29年10月1日改定

平成30年4月1日改定

令和5年6月10日改定

らくらくかん

楽楽館パワリハスタジオ

(事業の目的)

第1条 株式会社^{らくらくかん}楽楽館が開設する「^{らくらくかん}楽楽館パワリハスタジオ」(以下、「事業所」という。)が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護従前相当サービスの事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護、要支援または事業対象者の状態にある高齢者(以下、「要介護者等」という。)に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護従前相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、可能な限り、利用者が居宅において、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるように努めるものとする。

2 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の精神的・肉体的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ^{らくらくかん}楽楽館パワリハスタジオ
- 二 所在地 流山市南流山1丁目24番地6 菅生レジデンス1階

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 常勤 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 二 生活相談員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で1人以上
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- 三 介護職員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で1人以上
介護職員は、利用者の介助及び援助を行う。
- 四 機能訓練指導員 営業日ごとに1人以上
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- 五 看護師
看護師はご利用者の健康管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 日曜日及び夏季・年末年始休暇を除く毎日(祝祭日も営業)。夏季休暇は8月

- 一 1日から8月17日、年末年始休暇は12月29日から1月4日とする。
- 二 提供時間 単位1…午前9時00分から午前12時15分（送迎時間を除く）
単位2…午後1時から午後4時15分（送迎時間を除く）
- 三 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 四 利用定員 単位1、単位2ともに、28名とする。

（通所介護の内容）

第6条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護従前相当サービスの内容は、次のとおりとする。

- 一 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等）
- 二 健康状態の確認
- 三 機能訓練（日常動作訓練・個別機能訓練）
- 四 生活等に関する相談及び助言
- 五 介護方法の指導
- 六 送迎

（通所介護の利用料等）

第7条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護従前相当サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護及び指定介護予防通所介護従前相当サービスが、法定代理受領サービスである場合は、負担割合に基づきその1割又は2割ないし3割とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護及び指定介護予防通所介護従前相当サービスを提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した額との間に差額が生じないようにする。

3 前2項に掲げる額のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- 一 おむつ代 120円 尿パッド 25円
- 二 レクリエーション材料費 実費
- 三 前各号に掲げる介護以外のサービス利用に係る費用は、別途徴収するものとする。

4 前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払の同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、松戸市、流山市、柏市のうち、事業所から概ね半径3km以内の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。

2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。

3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。

4 その他この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時における対応方法)

第10条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護従前相当サービスの提供を行っているときに、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治の医師、緊急連絡先に登録されたご家族等に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難、救助その他の必要な訓練を行うこととする。

(個人情報の保護)

第12条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(虐待の防止)

第13条 事業者は利用者の権利擁護，虐待の発生を防止するための次のような措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止及び身体拘束のための指針の整備

(3) 虐待を防止するため及び身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施

(4) 成年後見制度の利用促進

(5) 苦情解決体制の整備

(6) 前5項に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置

2 事業者はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに市に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適切な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設けるなど、常に従業員の資質の向上に努めるものとする。

2 職員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密保持について遵守することを、雇用契約の条件とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、株式会社楽楽館と事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

この規程は、平成26年7月7日から施行する。

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月3日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月12日から施行する。